

件名	第1回 茨木市中学校給食センター整備運営事業者候補者選定委員会		
日時	令和3年11月1日(月) 10:00~11:30	場所	茨木市役所 南館 8F 中会議室
出席者	【事業者候補者選定委員】 関西大学 環境都市工学部 教授：北詰 恵一 委員長 武庫川女子大学 建築学部 教授：鳥巢 茂樹 副委員長 関西外国語大学 英語キャリア学部 教授：浦嶋 敏之 委員 立命館大学 政策科学部 教授：桜井 政成 委員 梅花女子大学 食文化学部 教授：西村 智子 委員		
	【事務局】 ■茨木市： 小田教育総務部長、中坂学務課長、川上学務課長代理兼保健給食係長、森本学務課主幹兼中学校給食推進チーム長、西村、竹野 ■日建設計総合研究所(PFI 事業アドバイザー、以下「NSRI）」： 石原上席研究員		

【資料】

- ・第1回 茨木市中学校給食センター整備運営事業者候補者選定委員会 議事次第
- ・資料①a 茨木市附属機関設置条例
- ・資料①b 茨木市中学校給食センター整備運営事業者候補者選定委員会規則
- ・資料② 委員名簿
- ・資料③ 事業概要
- ・資料④ 事業者選定方法
- ・資料⑤ 実施方針(案)
- ・資料⑥ 要求水準書(案)
- ・資料⑦ 審査方法(案)
- ・資料⑧ 事業スケジュール

【第1回 議事録】

開会、市長挨拶、委員及び事務局の紹介	
事務局	～開会の挨拶～
福岡市長	～挨拶～
事務局	～委員及び事務局の紹介～
委員長及び副委員長の選出	
事務局	それでは、次第「4.委員長及び副委員長の選出」に入らせていただく。委員会規則では、「第5条第1項 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める」となっているが、まず委員長について、どなたか意見はあるか。
西村委員	北詰委員が最も適任である。
事務局	ただいま、西村委員から意見があったが、いかがか。
全員	異議なし。
事務局	異議なしということで、北詰委員に委員長をお願いする。次に副委員長について、いかがか。
西村委員	委員長の補佐をしていただく大切な役目なので、選出は北詰委員長に一任してはいかがか。

事務局	今の西村委員の意見について、いかがか。
全員	異議なし。
事務局	異議なしということで、北詰委員長に一任する。
北詰委員長	副委員長は鳥巢委員にお願いする。
事務局	では、鳥巢委員に副委員長をお願いする。
鳥巢副委員長	(了承)
北詰委員長	～選任の挨拶～
事務局	それでは、これよりの議事の進行は、委員会規則第6条第1項により、北詰委員長をお願いする。
諮問	
北詰委員長	それでは、中学校給食センター整備運営事業者候補者選定委員会を進める。委員会規則第2条の規定により、福岡市長より諮問をお受けする。
福岡市長	～諮問 手渡し～ (市長退席)
事業概要について	
北詰委員長	ただいまより、茨木市中学校給食センター整備運営事業者候補者の選定について、当委員会において審議を開始する。 では、次第に沿い、議事を進める。事務局より、「6.事業概要について」説明をお願いする。
事務局	～資料③ 事業概要の説明～
北詰委員長	ただいま事業概要について説明があったが、本件に関して質問等はあるか。
全員	特になし。
事業者選定方法について	
北詰委員長	では、「7.事業者選定方法について」、事務局より説明をお願いする。
事務局	～資料④ 事業者選定方法の説明～
北詰委員長	総合評価一般競争入札方式とするか、公募型プロポーザル方式とするかについての審議である。質問や意見等はあるか。
北詰委員長	1ページの表「事業者選定方法の比較」の総合評価一般競争入札方式の公募時の条件で、「原則、変更不可」と書いてあるが、この言葉が持つイメージについて確認しておく必要がある。 例えば事業者へのヒアリングでこういうことをしますと発言があれば、約束事ということで事業者を守ってもらわなければいけない。それと、仕様に明確に書かれてあるが足りないなと思った場合には、事業者に工夫をしていただくことになると思う。当然、事業費が大きく変わるような内容変更はできない。そういう意味での「原則、変更不可」ということである。
桜井委員	今の委員長の発言に関連するが、仮に資材等が高騰した場合にも支払う金額に変更は無いのか。
事務局	後ほどリスク分担のところにも出てくるが、物価変動についてのリスクは両者が負う想定をしている。
北詰委員長	物価変動リスクは官民どちらもリスクを負うことになる。想定できるくらいの物価変動であれば、民間事業者が負い、想定外の物価変動が起きた場合には、それは市で考えることになるだろう。 選定方式については、内閣府のガイドラインや一般的な事例等を踏まえ、総合

	評価一般競争入札方式が妥当であるとしているが、この方式でよろしいか。
全員	異議なし。
北詰委員長	では、この方式を進める。
実施方針について	
北詰委員長	それでは次の「8.実施方針について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	～資料⑤ 実施方針(案)の説明～
北詰委員長	本件に関して、意見や質問等はあるか。
浦嶋委員	4つの基本方針プラス SDGsの表現があるが、市として、今回のセンターについて、特色や売りにしたいポイントがあれば、最初に聞かせていただければ、後の審査基準策定にも活かせると思う。
事務局	基本方針の1から4が、これまで審議会や基本計画策定委員会等の会議で議論してきた内容を集約したものであるが、特に、基本方針2の「栄養バランスの優れた魅力的な学校給食」を重点的にと考えている。 (a)の「中学生にふさわしい献立」というところで、他市の給食状況を確認する中で、主食に加えて、汁物とおかず1品という2品献立という市もあったが、中学生は成長が著しい時期なので、そこにもう1品おかずを加えた3品献立を考えている。 (b)の「五感で楽しめる魅力的な学校給食」というところも重点的にと考えているが、無理にコストをかけるのではなく、安定的にしっかりとおいしい給食を提供していくというスタンスである。この考え方を踏まえて基本方針1から4を策定した。
浦嶋委員	学校給食なので、当然その辺りを大事にするのは理解できるが、プラスアルファで何か付加価値的なものはあるか。 学校教育資源としてこの施設をどう活用するかとか、そういう観点で見たいなど思っている。コストの問題もあるが、給食センターを新しく建てるにあたって重視するポイントは何か。
北詰委員長	給食センターの教育資源としての有効活用という点について、民間の提案に委ねるということであったとしても、食育は、基本方針4つのうちの1つとしても挙げられ強調されていて、総合評価方式の加点項目において、食育に関わる項目の点数が高くなるのだろうと思う。そういう理解でよいか。
事務局	そうである。
北詰委員長	そうすると、より具体的な中身について、要求水準書等へ書き込むかどうかは別としても、また、加点項目の表を公表する際には、それが項目として明示されるか明示されないかは別の判断としても、内々には具体的な内容がある程度検討されている必要があると思う。
桜井委員	私個人としては、SDGsを挙げるのは反対である。 ¹ SDGsは、貧困を無くそうという項目から始まり、ジェンダーの問題や不平等なども関わってきて、経済的に皆が安心して安定して生活していけるように、というものである。そういう内容を抜いたまま、山に木を植えていますというような企業が優先的に採用されると、民間企業の SDGsウォッシング(※)に加担するようなことを市がやってしまう可能性があるのでは、本当に問うのであれば、従業員の生活を保証した給料を払っているかどうかとか、男女平等の施策をちゃんとしている

※SDGs ウォッシング:実態が伴っていないのに SDGs に取り組んでいるように見せかけること。

	かとか、そういうところまで問わないと、SDGsを謳う意味があまりないのではないかな。私自身は SDGs 自体を載せない方が無難なのではないかという方針である。
北詰委員長	SDGsの考え方を完全にではなく一部分を捉えて記載するかどうかだが、これは逆に市全体としての方針があるのか。
事務局	総合計画の中で SDGsを踏まえた行政運営というのを謳っているのだから、こちらにも記載した。完全ではないと言われればそうだなという認識ではある。
北詰委員長	17の目標がバランス良く並んでいるからこそその SDGsである。 基本方針が4つ書いてあるので、この4つに直接関係のあるものだけを2つか3つ載せるのがよいのではないかな。暗黙の了解で、他の関連するものも当然きちんとやる、というくらいでよいのではないかな。 市全体として、色々な政策のそれぞれの場所で、関連する SDGsの旗を掲げるという方針があるので、そこをひっくり返すのは難しいかと思う。 4つの基本方針から素直に理解ができるものを2つか3つに絞って掲載するのがよいのではないかな。桜井委員、それでいかがかな。
桜井委員	それで構わない。
事務局	では、基本方針と結びつけたもので、もう一度ご提案させていただく。
北詰委員長	基本方針について意見がある。とりわけ特徴的なのは、基本方針3で「持続可能な」というのを敢えて取り上げたことだと思う。その中身は、給食の安定供給と将来変動の対応と、災害時の対応となっている。給食の安定供給はオーソドックスだとして、ことさら将来変動にも対応できる学校給食というのを挙げられた理由は何か。 PFI 事業の特徴として、事業期間が十数年間と長い。その長い事業期間の間に色々なことが起こるから、それに対してベストな対応をしましょうというのは当然であるが、逆に言うともっと難しいことでもある。そういう意味でこの基本方針の(ウ)の(b)は重要であると思うが、具体的に何を想定しているのかを理解しておきたい。例えば、とても大きなリスクが発生したときに、市としても柔軟に条件を軟化させて、事業者の提案を受けて対応するなどの覚悟があるのか等、そういったことを確認しておきたい。
事務局	基本方針を踏まえて、変動に対して、市も対応するという方向で考えている。
北詰委員長	契約期間中の生徒数の増減予測や、学校の統廃合の動きというのは、どこまで明らかになっているのか。
事務局	基本計画では、そこまで激しい人口減少が起こることはない想定しているが、30年、40年となってくると、少子高齢化が進んでくる。施設は15年間で終わるわけではないので、長期を見据えて、施設の建設を考えてもらいたいと考えている。
北詰委員長	事業者の参加資格については、それぞれ実績も問うていたが、どれぐらいの見通しがあるのか。このプロジェクトに対して、複数社に応募してもらいたい場合、今設定している参加資格要件は厳しめに設定しているのか、緩めに設定しているのか確認しておきたい。
事務局	緩めの設定としている。
北詰委員長	建設工事であれば、実績が少し不十分だとか、給食センターの運営において、もうちょっと頑張ってもらわなければいけないような企業が応募してくる可能性も

	あるという前提でよいか。
事務局	記載している内容は、本市の契約担当課とも調整しており、若干修正する可能性はある。例えば建設事業者への条件で、本市の評価がAランク以上と書いているが、本市の評価ではなく、総合評定値P点が〇〇点以上などの表現に変更しようと考えている。 他市では、ほかに給食センターを建設した実績を条件としているケースもあったが、何かしらの公共施設を建設した実績がある場合はOKとして、門を広げている。
北詰委員長	7ページの2の(2)確認及び審査の方法の確認だが、次点者は決定するのか。万が一、最優秀提案者に何かしらトラブルがあった場合、また改めて審査をするのか、スライドして次点者と契約をするのか。
NSRI 石原	公募プロポーザル型の場合は、原則として次点者を決める。交渉が成立しないことがあるからである。今回は総合評価一般競争入札方式ということなので、次点者を決めないケースが多い。
北詰委員長	では決めないということで進める。よろしいか。
全員	異議なし。
北詰委員長	もう一点確認である。応募が1者の場合であっても進めるということなので、残念ながら1者しか応募がなかった場合は、その業者が本当にやってくれそうだという観点で見るとということになると思われる。
鳥巢副委員長	足切りのようなことはないのか。
事務局	絶対評価となるので、応募が1者しかなかった場合で基準を満たさなかった場合は、もう一度仕切り直しということになる。
北詰委員長	点数の下限が決まっているということである。 では、幾つか議論があったが、若干 SDGsで修正は入るが、基本は提案いただいた実施方針で進めるということによろしいか。
全員	異議なし。
要求水準書(案)について	
北詰委員長	それでは次の「9.要求水準書(案)について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	～資料⑥ 要求水準書(案)の説明～
北詰委員長	ただいまの説明について、意見や質問等はあるか。
桜井委員	中規模災害が起こった際に 9,000 食を簡易給食として提供できる機能を求めるということだが、備蓄や、緊急時の食糧の調達先の確保といったことまで民間に求めるのか、あるいはただ単に簡易給食が 9,000 食作れる機能だけを求めるのか。
事務局	事業者の提案に委ねたいと思っている。例えば備蓄なら、アルファ化米やレトルトのカレー等もあるが、そういったものであれば簡易給食として、湯を沸かすことができれば賄うことができるので、そのようなことを提案してくると想定はしている。今の桜井委員の話のように、他の業者と連携するなどの提案も期待しているところである。
西村委員	大きな災害が起こると、恐らく従業員が出勤できないと思う。提案時はトラック2台だけでも動かすと約束をしても、実際は道路状況もある。提案してもらってはよいが、その 9,000 食を配れるのかということかなり難しくなるのではないかと。業者にその思いはあっても、当日無理になることもあるし、どんな状況になるかは分

	<p>からない。大規模災害となれば、トラックを確保するのは無理だと思うが、中規模災害で配れるという状況では、普通の給食もできるのではないかな。</p> <p>各中学校に備蓄を置いておき、そこへ誰か人員が出向いて、手伝いも兼ねてその備蓄を使うとか炊き出しならできると思う。この事業用地からの運搬は厳しいのではないかな。現実には提案通りに行かないのではないかなと思う。</p>
事務局	<p>数年前の北部地震では、小学校が二日ほど休校になった。その後再開したときにはガスが止まっており、安全確認をしてからでないと給食を実施することができないので、簡易給食という形でパンや牛乳を納品してもらい、小学校の給食を実施することができた。</p> <p>今回、中学校の給食としてセンターを建設するにあたり、学校が再開してもセンターが機能していない場合どうしたらよいかということ考えた。センターにレトルトやアルファ化米を備蓄しておく前提で、なんとか湯を沸かせれば作れるという状況であれば、一日分は提供できるということで考えている。</p> <p>大規模災害で中学校も開いておらず、避難所に運ばなければならないということであれば、市の中に物資輸送班がある。その輸送班がセンターまで車を出して各避難所へ運搬する形としている。その際はセンターの職員は考えなくてもよいと考えている。</p>
北詰委員長	9,000食というのは、地域防災計画からの要求か。
事務局	そうではない。
北詰委員長	<p>そうすると、9,000食を物理的に市がどうやって対応するのかということが曖昧なまま要求をするので、提案事業者からたくさん質問がくるのではないかな。これに関して全く提案してこないか、非常に多様な提案をしてくるかのどちらかではないかな。</p> <p>要求水準書として細かく書く必要はないが、内々である程度決めておかないと、質問対応ができなくなって、十分な提案を期待することができなくなってしまふ。災害対応はとても難しく、何が起こるか全てを想定するのは大変なことになる。これぐらいの条件でといったことを決めてしまつて、それ以上の想定のごことが起こった場合には、それはもう仕方がないとするか。</p> <p>地域防災計画でBCPがあって、それに基づいて要求水準を出すのが筋である。</p> <p>今のところはこの形で出しながら、どの条件で事業者に提案させるのか、提案しやすいように条件を定めたほうがよいと思う。</p>
事務局	危機管理課とは、それらも議論をした上で、とにかく給食をしっかりと提供することに注力することとした。とは言え、災害時の地域貢献もできる施設として、あまりにも過剰にはなり過ぎない程度に提案いただけたらと考えている。
北詰委員長	先ほどの従業員が出勤できないといった話で、事業者として、給食センターとしてBCP計画を立てますといったような提案がくるかもしれない。そういった提案が来たら来たで、審議すればよい。
事務局	<p>給食の基本計画は、危機管理課と調整をしながら作成している。その中で「災害時における早期復旧、学校給食の早期再開・継続並びに地域貢献」という項目を記載している。</p> <p>他市の給食センターの事例も考慮したものになっている。</p>
北詰委員長	それを見て提案してくださいという形になっている。それはそれで、一つの答え

	だと思ふ。
桜井委員	あまりPFIとは関係がないが、山地部なので、水が出て給食センターだけやられるという可能性もあるので、備蓄はやはり各中学校で行うほうが現実的ではないか。
鳥巢副委員長	二重、三重の備えがあっても良いのだから、せつかく施設を作るので、ある程度のリスク対応を備えておくというのもそれなりの意味があると思う。ただ、規模をどれくらいにするか、費用対効果をうまく考えないといけない。
北詰委員長	どこにどういう備蓄をするかというのは、市全体でやらなければならない。
事務局	地域防災計画の中でも、備蓄倉庫も市内各所にあるのだが、避難されてきた方を想定しているので、給食にそれを代用するという考えが今のところはない。
北詰委員長	この要求水準書の件については、事務局の提案内容で進めるということによるしいか。
全員	異議なし。
審査方法(案)について	
北詰委員長	では次の「10.審査方法(案)について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	～資料⑦ 審査方法(案)の説明～
北詰委員長	総合評価方式の経験がない委員はイメージがわからないと思うが、分からないところなどはないか。
桜井委員	2ページの2 プレゼン・ヒアリングの実施方法で、事前質疑というのはどのようなものか。
NSRI 石原	この事前質疑とは、事業者が提案書を提出してくるが、その提案書の内容すべてをクリアに理解できるものではないので、その不明な点を確認するという意味で、審査員と事務局から質疑をすることである。
北詰委員長	現実的に、ヒアリングが20分、委員が5人なので、一人4分しか質疑ができないのだが、これで時間が足りることはない。そこで、事前に書面である程度の不明な点をリスト化して事業者へ渡し、回答をもらい、その後にヒアリングをおこなうということである。
桜井委員	タイミングとしては、仮審査と同時か。それより前か。
NSRI 石原	この資料に書いてあるのはヒアリングの前のタイミングでおこなう質問であるが、それ以外に基礎審査といって、事務局で提案書の内容が要求水準を満足しているかどうか基本的な事項をチェックして、審査をおこなうに値するかどうかスクリーニングをするが、この段階で不安な点などを事務局側から事業者に質問をおこなうケースがある。
北詰委員長	資料⑤の実施方針の8ページにスケジュールがあるが、9月下旬に提案書に関する事業者ヒアリングがある。委員の仮審査は、これ以前にやらないといけない。7月中旬に提案審査書類の受付があり、9月下旬までの間、お盆があるので実質2ヶ月くらいであるが、その間におこなわれることは、事務局が提案書の概要を作成して、本編と概要版が委員へ送られてくる。その本編や概要版を見たときに、不明な点の事前質問用のリストを委員が考えて作成し、事務局へ返す。それを事務局が事業者へ渡し、1、2週間後に回答が返ってきて、それがまた委員に届く。これらを踏まえた上で、9月下旬の開催となる。
桜井委員	その間に仮審査を入れるかどうか。
北詰委員長	ヒアリングの前には、ヒアリング項目の整理をするが、仮採点をしてもよいぐらい

	だと個人的には思う。 仮採点を持って、各者のヒアリングに臨んだほうがやりやすいと思う。
桜井委員	仮審査はどこまで厳密にすべきか。
北詰委員長	特に専門でない箇所や分からないところは保留という形でも結構である。委員会で議論をした際に、その専門の委員からどう解釈すべきかを聞いて、修正するのもよい。 ただ、全ての項目で仮、仮、仮とやっていると、本番はそれほど時間がない。少なくともご自身の専門の箇所は、白黒はつきりさせておくと、仮採点もまとまりやすくなる。
北詰委員長	他に質問はないか。 では、順に伺っていきたいのだが、まず評価の方法について、事務局の案どおり絶対評価でよいか。
全員	異議なし。
北詰委員長	では絶対評価とする。 次に、資料⑦の1ページの2の提案書の整理及び審査資料の作成であるが、この辺りもこれでよろしいか。
全員	異議なし。
北詰委員長	では2ページ目の入札関連情報の委員への開示のところ、事業者の企業名は、加点審査終了まで委員に開示しないとある。通常は番号や愛称みたいなものが付けられているが、これはこれでよろしいか。
全員	異議なし。
北詰委員長	それから入札価格の確認、開示であるが、入札直後に事務局が入札価格を確認する。提案書審査の間、事務局は入札価格を委員に開示しない。第4回委員会の中で、委員による加点審査が終了後、各グループの入札価格と価格点を開示するという提案であるが、これはよろしいか。
鳥巢副委員長	コスパ意識をなくして審査するということである。
北詰委員長	よろしいか。
全員	異議なし。
北詰委員長	では次、2 プレゼン・ヒアリングの実施方法についてだが、検討事項として、事業者プレゼン及び質疑応答の時間であるが、プレゼンを20分、質疑回答を30分という提案である。このような形でよろしいか。
全員	異議なし。
北詰委員長	それから、事前質疑の有無である。先ほど議論をしたものである。これがないと成り立たないので、是非やりたいと思っているがどうか。
全員	異議なし。
北詰委員長	3 審議方法の、仮審査実施の有無であるが、実施の方向で進めたいと思っている。 それから、仮審査を実施する場合の最終審査までのプロセス、先ほど若干説明をしたが、この流れでよろしいか。
全員	異議なし。
北詰委員長	ここにも書かれてあるが、専門以外のところも採点はしていただきたい。 それから、審査項目及び最終評価であるが、先ほど述べたように、各委員が審査すべき項目について、各委員が全ての審査項目を採点する。

	評価結果の方法としては、各委員の評価を単純平均するか、合議であるかということで、事務局の提案は合議の上で各委員が評価し、最終的に単純平均で出したいということである。この辺りについてはいかがか。
鳥巢副委員長	ある分野について専門の委員の採点を、同率で平均するのか。
北詰委員長	そういうことである。建築専門の鳥巢委員のコメントを聞いて、ほかの4人がなるほど鳥巢委員が言うならそうだろうとか、逆に、鳥巢委員の話聞いても私は違うと思うなら点数を変えていただいても結構である。同じ比率で単純平均をする。 ただし、専門の委員からこういうふうに解釈するのだと委員会で説明をしてもらい、それに対してほかの委員が独自の判断で解釈するという、十分に議論をする時間を設けたい。その上での単純平均である。これでよろしいか。
全員	異議なし。
北詰委員長	では事務局から提案のあったようにさせていただく。
その他	
北詰委員長	次の「11.その他」についてだが、事務局から何かあるか。
事務局	～資料⑧ 事業スケジュールについての説明～
閉会	
北詰委員長	本日予定していた議事は、これですべて終了した。 なお、会議で修正を求めることとした資料については、最終的に整理したものを、後日、事務局から配付していただく。 以上をもって、第1回茨木市中学校給食センター整備運営事業者候補者選定委員会を閉会とする。

以上